

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 外国株券等機構加入申請者（規則第 16 条第 1 項の規定により、口座の開設を申請する者をいう。以下同じ。）は、規則同条同項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（<u>機構が認める場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この章において同じ。）を含む。以下この章において同じ。以下当該所定の書面を「外国株券等口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類（<u>機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</u></p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）次に掲げる事項の届出に係る所定の書面 イ～ニ （略）</p> <p style="text-align: right;">（削る）</p>	<p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 外国株券等機構加入申請者（規則第 16 条第 1 項の規定により、口座の開設を申請する者をいう。以下同じ。）は、規則同条同項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「外国株券等口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）次に掲げる事項の届出に係る所定の書面 イ～ニ （略） <u>ホ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="309 288 439 320">ホ (略)</p> <p data-bbox="622 336 707 368">(削る)</p> <p data-bbox="309 432 439 464">ハ (略)</p> <p data-bbox="271 480 439 512">(5) (略)</p> <p data-bbox="241 528 360 560">3 (略)</p>	<p data-bbox="1193 288 1323 320">ヘ (略)</p> <p data-bbox="1193 336 1989 416">ト <u>機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務に使用する印鑑</u></p> <p data-bbox="1193 432 1323 464">チ (略)</p> <p data-bbox="1167 480 1335 512">(5) (略)</p> <p data-bbox="1128 528 1247 560">3 (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和5年8月7日から施行する。

以 上